

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

大和町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 西部地域（旧宮床村及び旧吉田村）

（1）現況

本地域は豊富な水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農家と地域住民が一体となり、農地、農業用施設を適切に保全管理することが必要である。また、急傾地が多い等の特性から平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

（2）目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金事業）及び同項第2号に掲げる事業（中山間地域直接支払交付金事業）を地理的条件に応じて推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金事業）を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 東部地域（1. 以外の地域）

（1）現況

本地域は豊富な水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農家と地域住民が一体となり、農地、農業用施設を適切に保全管理することが必要である。

（2）目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金事業）を推進するとともに、同項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金事業）を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	西部地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	東部地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施にあたり町長が定める事項は、別紙1のとおりとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができます。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 特定農山村地域及び振興山村地域に指定された、旧宮床村及び旧吉田村

(イ) 宮城県知事が指定する特認地域として次に該当する地域

- a 農林統計上の中山間地域に該当する旧鶴巣村
- b 旧吉岡町のうち8法指定地域に地理的に接する農用地
- c 既成市街地等に該当せず、次の(a)から(c)に該当する農用地
 - (a) 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上
 - (b) DID地区からの距離が30分以上
 - (c) 人口の減少率(平成17年～平成22年)が3.5%以上でかつ、人口密度150人/km²未満であること

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上。勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

勾配が田で 1/100 以上 1/20 未満, 畑, 草地及び採草放牧地で 8 度以上 15 度未満である農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が, 一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合 (この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において, 通作, 水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。)

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(c) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合
緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする (高齢化率 30%以上, 耕作放棄率 : 田 5 %以上, 畑 (草地含む。) 10%以上)

2 集落協定の共通事項

特になし

3 個別協定の対象者

認定農業者, これに準ずる者として町長が認定したものとする。なお, 認定農業者に準ずる者とは, 認定農業者待機者及び担い手リストに搭載された者とする。

4 その他必要な事項

特になし